

開発事業協定書

小美玉市長（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）は、小美玉市で行う開発事業について小美玉市宅地開発事業指導要綱第 6 条の規定に基づき協定を締結する。

（基本原則）

第 1 条 乙及び事業者は、開発事業に当たり、小美玉市宅地開発事業指導要綱等によるもののほか一切の関連法規を遵守し、開発区域及びその周辺地域の環境保全に努めるとともに、地域の発展に寄与するよう事業を遂行するものとする。

（公共・公益施設等の帰属）

第 2 条 乙は開発区域内の公共・公益施設の用地については、小美玉市宅地開発事業指導要綱第 22 条第 5 項による検査済証交付の日の翌日から甲に無償で帰属するものであり、帰属に必要な関係書類を乙は甲に提出し、その手続きは甲によって行うものとする。

2 甲が乙より帰属を受けるものは、当該開発事業で設置をした施設で別紙一覧表に記載された公共・公益施設とする。

（公共・公益施設の管理）

第 3 条 甲に帰属することとなる公共・公益施設の管理引継ぎの時期は、工事完了検査後甲乙合意した日とする。

2 甲が管理引継を受けない公共・公益施設については、開発した区域に居住する者（以下「丙」という。）の費用負担等で維持管理する旨を、乙は宅地及び分譲住宅販売に際し丙に文書で明確にし、その写しを甲に提出すること。

なお、丙が維持管理する公共・公益施設については、丙に引き継ぐまでは、乙が管理するものとする。

（所有権移転後の責務）

第 4 条 乙は、開発区域のすべてを第三者に譲渡した後においても、責務が残存するものとし、万一開発区域から小美玉市又は近隣住民に対し被害を与える事態が発生したときは甲、乙及び丙との協議の上、その処理に当たらなければならない。

（趣旨の徹底）

第 5 条 乙は、この協定が工事施工者（下請人を含む。）及び丙にも影響を及ぼすことから、協定書の内容を十分周知徹底させるものとする。

（補則）

第 6 条 この協定に定めのない事項について、別に定める必要が生じた場合、その他やむを得ない理由により協定書の内容を変更する場合には、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定書は、乙の開発事業について協定が成立したことの証として、本書式通を作成し、各々記名捺印の上、甲、乙壺通を保有する。

年 月 日

(甲) 茨城県小美玉市堅倉 835 番地
小美玉市長

(乙)